

## 川西市朝採りの恵み使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、川西産いちじくの愛称である朝採りの恵み（以下「朝採りの恵み」という。）を商品等に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用の申請)

第2条 朝採りの恵みを使用しようとするものは、あらかじめ朝採りの恵み使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

### (使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、朝採りの恵みの使用を承認するものとする。

- (1) 川西産いちじくの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
  - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
  - (4) その他市長が不適當と認めるとき。
- 2 前項の承認は、朝採りの恵み使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

### (使用料)

第4条 朝採りの恵みの使用料は、無料とする。

### (完成品の確認)

第5条 第3条第1項の規定により朝採りの恵みの名称の使用を承認されたもの（以下「使用者」という。）は、当該承認に係る物品等の完成品について、速やかに市長に確認を求めなければならない。

### (使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、第3条第1項の規定により承認された内容を変更してはならない。

- 2 使用者は、第3条第3項の規定により付された市長の指示する条件に従わなければならない。

(承認条件の変更の申請)

第7条 使用者が、その承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、朝採りの恵み使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、朝採りの恵み使用変更承認書(様式第4号)をもって行うものとする。
- 3 前条の規定は、この条の規定により変更の申請が承認された場合について準用する。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、朝採りの恵みの使用がこの規程又は承認を受けた内容に違反していると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、朝採りの恵み使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。
- 3 朝採りの恵みの使用承認を取り消したことによる損害は、使用者が全て負うものとする。
- 4 朝採りの恵みの使用承認を受けた者が、朝採りの恵みの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、朝採りの恵みの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。